

役員及び評議員の報酬等に関する規程
(平成29年6月施行版)

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等という。」）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

2 役員及び評議員に対する報酬は、別表1に定める額とする。ただし、役員及び評議員本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、別表2に定める額を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等(旅費を除く。)は、翌月20日に支払うものとする。

なお、支給日が休日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 本人が他の法人に所属し、本人から申し出があったときは、報酬等を所属法人に支給又は支払うことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

なお、本規程の適用に伴い、「社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会 役員及び評議員の報酬ならびに旅費交通費等に関する規程」(平成26年4月1日)は廃止することとする。

別表1（報酬）

名称	報酬額（1日あたり）	交通費
理事会出席報酬等	5,000円	支給しない。ただし、左記報酬の辞退申し出があったときは、実費交通費を支給することができる
評議員会出席報酬等	5,000円	
監事監査指導報酬等	5,000円	
名称	報酬額（1時間あたり）	交通費
理事長業務報酬等	2,400円	職員・非常勤職員 通勤手当に準じる
副理事長業務報酬等	2,200円	
業務執行理事業務報酬等	2,100円	
上記以外役員業務報酬等	1,800円	
評議員業務報酬等	1,800円	

別表2（旅費）

名称	旅費	備考
鉄道賃	実費	下記参照
船賃	実費	最下級料金
航空賃	実費	要領収証
車賃	実費	
宿泊費	1泊14,000円以内で 実費	要領収証
その他	その他特別の場合には、出張の内容を勘案してその都度、理事長が定める。	

（鉄道賃について）

- 1 普通急行列車を運行する路線によって、旅行で片道50キロメートル以上のもの限り普通急行料金を支給する。
- 2 特別急行列車を運行する路線にあつては、片道100キロメートル以上の旅行に限り、特別急行料金を支給する（新幹線利用の場合は、新幹線料金とする）。
- 3 座席指定料金（特急の走っていない区間の急行を含む）は、片道100キロメートル以上の場合に支給する。
- 4 片道100キロメートル以上の鉄道賃・急行料金・特別急行料金・座席指定料金の支給を受けた者は、出張後、領収証を提出すること。